

ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校

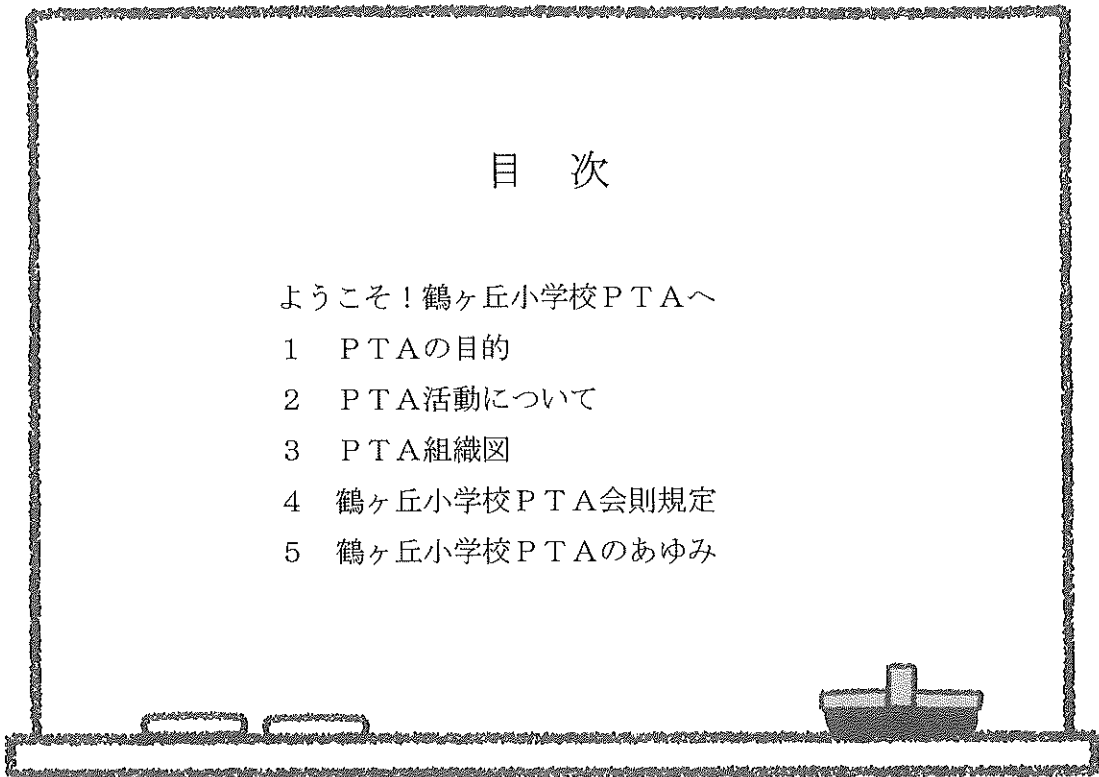
PTAのしおり

令和5年度版

目次

ようこそ！鶴ヶ丘小学校PTAへ

- 1 PTAの目的
- 2 PTA活動について
- 3 PTA組織図
- 4 鶴ヶ丘小学校PTA会則規定
- 5 鶴ヶ丘小学校PTAのあゆみ



ようこそ！鶴ヶ丘小学校PTAへ

鶴ヶ丘小学校PTAでは、子どもたちが元気に楽しく過ごせるよう保護者と教職員が協力し、よりよい学校生活・学校教育を支援する活動を行っています。

主な活動として委員会を設け、保護者の方々のご協力をお願いしています。会員となられる保護者の方が親睦を深め、理解しあうことによってみんなでつくりあげる委員会活動となっています。

また学校応援団と連携して、読み聞かせ・花壇整備・スポーツテスト・ミシン・登下校見守りなど様々なボランティアに参加しています。

一人ひとりの力は小さくても、集まれば大きな力となります。鶴ヶ丘小学校にお子さまたちが在籍している短い期間ではありますが、ご理解いただき、ぜひPTA活動への積極的なご参加をお待ちしております。

1 P T A の 目 的

◆ P T A とは どの よう な 会 で す か ？

PTAとは Parent(保護者) Teacher(先生) Association(組織)の略称で「保護者と教職員の会」のことをいいます。子どもたちの健やかな成長を図ることを目的として、保護者と教職員とが協力してさまざまな活動を行う社会教育団体です。

主な目的として

- (1) 子どもをとりまく環境を理解する場を設ける
- (2) 子どもだけではなく、保護者・教職員自身が成長していく
- (3) 家庭教育に役立つような活動をしていく
- (4) 地域と連携し、学校をとりまく環境をよくしていく

といったことを柱にし、教育活動をするためのものです。

◆ 会 員 に な る こ と が で き る の は ？

その学校に子どもを通わせている保護者、その学校に勤務している先生が会員となることができます。

◆ 子 ども が 入 学 す れ ば 、 親 は も う 会 員 で す か ？

自動的に会員になるのではなく、この会の趣旨に賛同する方に加入していただくことになっています。子どもたちのよりよい学校生活のために、ぜひご協力をお願いします。
※入学説明会でのご案内後、この会の趣旨にご賛同の上でPTA入会届をご提出いただいておりますので、原則卒業（転出）まで継続入会といたします。

※途中転居（転出）の場合、教頭先生までご連絡ください。

PTA 3 つ の 禁 止 事 項

政治・宗教・営利団体に関する活動の禁止

PTAは教育の団体ですので、非政党・非宗教・非営利団体でなければなりません。これはPTAの3つの禁止事項といわれ、絶対に守らなければならないものです。

2 鶴ヶ丘小学校 P T A 活動について

(1) 総会

総会は全会員によって構成される議決機関です。鶴ヶ丘小学校では年1回定期総会が開かれ、そこにおいて「役員を選出と承認」「予算の議決と決算の承認」「年間事業の報告と計画の承認」「緊急事項の審議と承認」「規約」等を議決します。

(2) 運営委員会

各委員会の活動を調整したり、総会の決定事項を実際に運営していく場です。運営委員会は本部役員・委員会代表・学校代表の参加により、年3~4回開催されます。

(3) P T A本部

会長・副会長・書記・会計で構成されています。

学校行事への協力、クリーン作戦（親子除草）の開催、P T Aだよりの発行など、P T A活動が円滑に行われるよう学校や地域と連携して運営を行っていきます。また、ふじみ野市P T A連合会（市P連）会議・市及び市P連主催の研修会への出席など外部との連携を図り、他校・地域との窓口になります。

(4) 専門委員会

委員会の活動・意見を運営委員会に反映させ、全会員に周知させていきます。各委員会にしかできない活動を通し、よりよい学級活動・よりよい学校生活をつくっていきます。

本校では校内委員として各学級で「全校委員会」「ベルマーク委員会」「広報委員会」を選出します。その他に地区で選出される「校外委員会」があります。

(校内)

全校委員会

給食試食会の実施、進級記念品の準備を行います。
市教育委員会学校教育課と連携して、保護者を対象に学びの場・親睦の場として様々な講座を企画・運営しています。

ベルマーク委員会

ベルマーク・テトラパック・インクカートリッジの収集・集計を行います。また、学校保健安全委員会に出席します。

広報委員会

P T A活動や学校での子ども達の様子を伝える広報紙「わかっ
る」を年3回編集・発行します。また、学校保健安全委員会に
出席します。

(校外)

校外委員会

各地区ごとに選出され、通学班の編成、パトロール、登下校指
導、交通安全講習会の開催など、子ども達が安全に過ごせるよ
う見守る活動をしています。

※ 地区での問題点などは、校外委員にご相談ください。
転出入及び学区内転居の際は、必ず学校に連絡の後、校外委員にお申し出ください。

(5) 委員選出について

全校委員・ベルマーク委員・広報委員については各学級で選出していただきます。ご家庭の都合などを考慮し、無理のないよう話し合いにより決めていきます。お子さま1人につき1回は引き受けていただければ、学校生活を知るよい機会になるかと思えます。2回、3回引き受けていただくことも大歓迎です。

また校外委員会は、各地区での活動が主になりますので校内委員とは別にご協力をお願いします。登校班にお子さまが在籍している全家庭が対象になります。校外委員を引き受けた年度は、校内委員を引き受けることができません。委員会の活動日が重なるなど、十分に活動できないためです。

(6) 会費

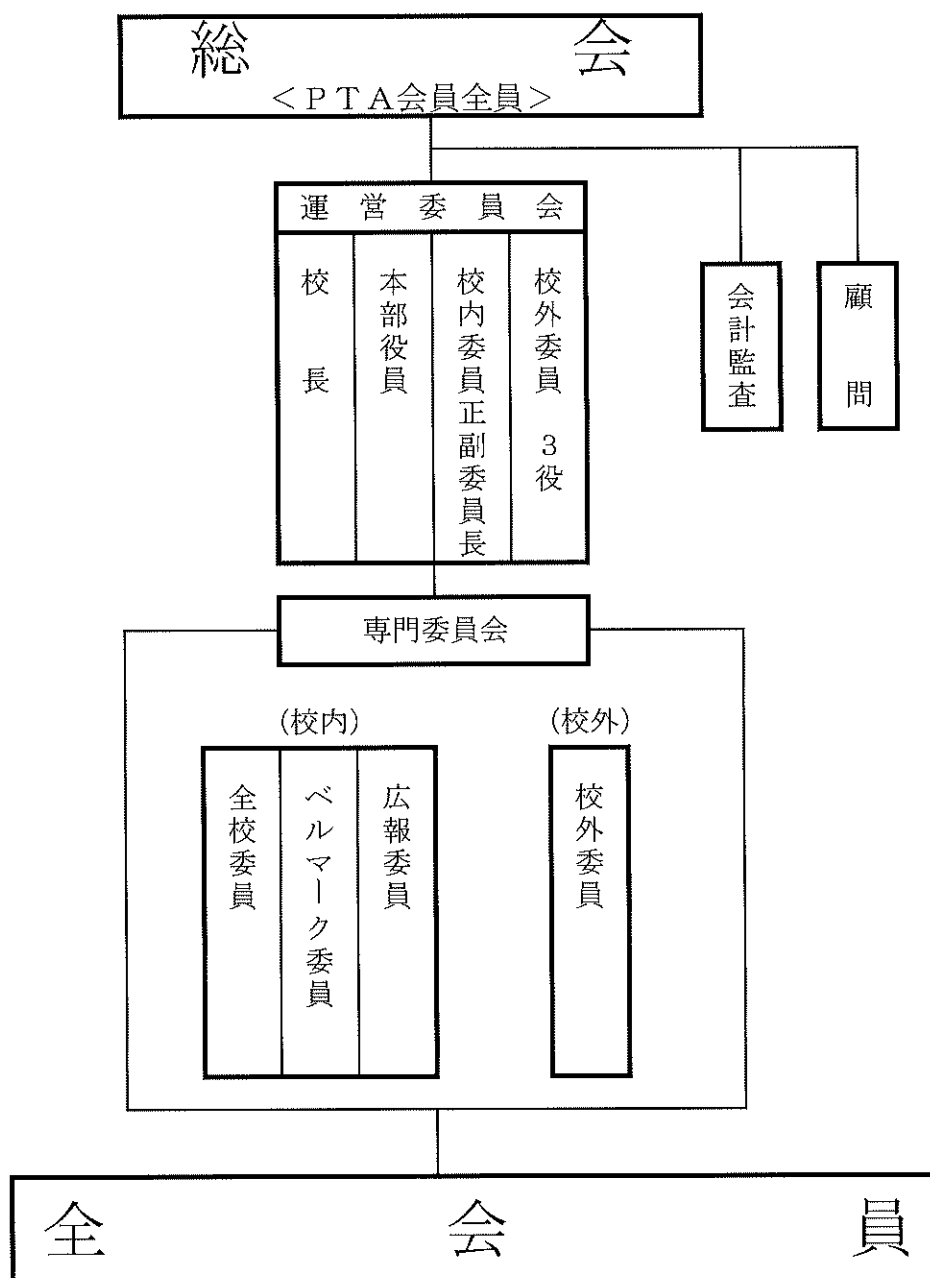
会費は1世帯月額200円を年1回まとめて集金します(安全互助会費含む)。この会費によってPTAの経費がまかなわれ、総会で議決された予算に基づいて支出されます。また、年1回会計監査を行います。

◆ 鶴ヶ丘小学校PTA会費はこのように使われています

- ・ 入学・進級・卒業祝い品購入費
- ・ 運動会記念品代
- ・ 各委員会活動費
- ・ 児童の登下校の安全に関する活動費
- ・ 広報紙「わかつる」発行費
- ・ PTA連合会会費
- ・ 安全互助会費
- ・ PTA図書購入費
- ・ コピー機・印刷機の維持費、用紙代等

他

3 鶴ヶ丘小学校 P T A 活動について



校内委員（全校・ベルマーク・広報）は各学級より1名ずつ選出します。
委員の中から正委員長、副委員長を選出します。

校外委員は登校班に子どもが在籍している全家庭が対象です。
地区規定に沿って校外役員の選出をしていただきます。

※ホームページ上の総会資料の組織図を見やすく変更いたしました。

4 鶴ヶ丘小学校PTA会則規定

(1) ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校PTA会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、鶴ヶ丘小学校PTAと称する。

第 2 条 本会の事務所は鶴ヶ丘小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 本会は、教育基本法、児童憲章に則り、保護者と教師との連絡を密にし、たがいに研究協力して、家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校と家庭との緊密な連絡による児童の校外指導
- 2 会員の修養に関する活動
- 3 学校及び家庭教育に対する理解と協力
- 4 地域社会における連帯感と市民性の育成
- 5 児童、会員の表彰慰労
- 6 各社会教育機関との連絡協調
- 7 その他本会の目的達成に必要と認められる活動

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、鶴ヶ丘小学校の児童の保護者と鶴ヶ丘小学校に勤務する教職員とする。
会員は、会費を納めるものとする。

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名(保護者 1)
- 2 副会長 原則 5名(保護者 4・教師 1)
- 3 書 記 若干名(保護者 2名以上・教師 1)
- 4 会 計 若干名(保護者 2名以上・教師 1)

第 7 条 役員を選出は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長は、運営委員会で選出する。
- 2 書記、会計は、会長が委嘱する。

第 8 条 本会の役員の任期は1ヶ年とする。

ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、運営委員会で決定する。

会長を経験した者の属する世帯は、その後の役員及び委員は免除される。また、本部役員を一度経験した者は、その後の委員は免除される。

ただし、それぞれやむを得ない場合は就任を妨げない。

過去に各委員会の委員長を経験した者は、各委員会の委員長を免除する。

ただし、やむを得ない場合は就任を妨げない。

第 9 条 本会役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- 3 書記は、総会及び運営委員会の議事を記録し、保管し、この会の庶務を行う。
- 4 会計は、予算に基づいて経理を行う。

第 5 章 総 会

第 10 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高の議決機関である。

第 11 条 総会は、毎年 1 回これを開き、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

第 12 条 総会は、全会員の 1/5 以上をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

ただし、会則の改正は除く。

議長は、会員の中から選出する。

第 13 条 総会は、会則の変更、役員承認、活動計画と報告及び予算決算の認定、その他重要事項を審議決定する。

第 6 章 運営委員会

第 14 条 運営委員会は、役員、専門委員会の正・副委員長によって構成される。

第 15 条 運営委員会は、必要に応じその都度これを開き、次の事項を審議処理する。

- 1 総会決定事項
- 2 専門委員会からの提案事項
- 3 その他緊急事項

第 7 章 委員会

第 16 条 専門委員会は、本会活動を推進するために、全校委員会、ベルマーク委員会、広報委員会、校外委員会を置く。

第 17 条 専門委員会は、総会及び運営委員会の決定事項に基づいて会を開き次の活動を推進する。

- 1 全校委員会 学級、学年、学校と家庭との緊密な連絡をとり、福祉、学校保健安全委員会と学校給食の向上を図り、児童の健全な育成に努める。
- 2 ベルマーク委員会 ベルマークの収集をする。
- 3 広報委員会 広報紙「わかつる」を発行する。
- 4 校外委員会 会員の親睦を図り、地域の実情をよく知り、児童の健全な育成に努める。
三役に就いた者は、その後の委員を一回のみ免除される。
ただし、やむを得ない場合は就任を妨げない。

第 18 条 各委員会の委員及び正・副委員長の選出は、次の通りとする。

- 1 全校委員会
 - ・学級より、1 名選出する。
 - ・選出された委員の中より、正・副委員長を 1 名ずつ選出する。
- 2 ベルマーク委員会
 - ・学級より、1 名選出する。
 - ・選出された委員の中より、正・副委員長を 1 名ずつ選出する。
- 3 広報委員会
 - ・学級より、1 名選出する。
 - ・選出された委員の中より、正・副委員長を 1 名ずつ選出する。
- 4 校外委員会
 - ・地区毎に、児童数に応じて 2～3 名選出する。
 - ・選出された委員の中より、地区毎に正・副委員長を 1 名ずつ選出する。
 - ・該当地区より校外委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。

第 8 章 経 理

第 19 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第 20 条 本会の会費は、毎年予算の定めるところにより決定する。

第 21 条 会費は、年 1 回徴収する。

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 会計監査

- 第 23 条 本会の経理を監査するために3名の会計監査を置く。
- 第 24 条 会計監査は、会員の中から選出する。
- 第 25 条 会計監査は、この年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
また、必要に応じて、臨時会計監査をすることができる。

第 10 章 顧 問

- 第 26 条 本会に顧問を置くことができる。
- 1 顧問は、会長が推薦し、総会で承認する。
 - 2 顧問は、本会の重要諮問に応じる。

第 11 章 細則・規程

- 第 27 条 この会の運営に必要な細則及び規程は、運営委員会において定める。
- 第 28 条 本会に次の帳簿を備える。
- | | | |
|----------|--------|----------|
| 1 会則つづり | 2 会員名簿 | 3 役員名簿 |
| 4 会計簿 | 5 記録簿 | 6 領収書つづり |
| 7 参考書つづり | 8 備品台帳 | 9 その他 |
- 第 29 条 校長は、学校運営上、本会の総会、運営委員会、専門委員会に出席して意見を述べることができる。

第 12 章 会則の改正

- 第 30 条 この会則は、総会で出席者の2/3以上の賛成があれば改正することができる。

昭和43年5月4日	施行
昭和46年5月22日	一部改正
昭和54年5月24日	一部改正
昭和59年5月12日	一部改正
平成3年5月11日	一部改正
平成5年5月15日	一部改正
平成6年5月7日	一部改正
平成7年5月11日	一部改正
平成9年5月17日	一部改正
平成11年5月1日	一部改正
平成12年5月2日	一部改正
平成18年5月2日	一部改正
平成20年5月2日	一部改正
平成22年4月30日	一部改正
平成24年5月2日	一部改正
平成27年4月28日	一部改正
令和2年7月21日	一部改正

(2) 地区 P T A 運営規程

第 1 条 (主 旨)

この規程は、会則第 27 条に基づき、会則第 17 条第 4 号の活動を推進するための運営について、その事項を定めるものです。

第 2 条 (目 的)

各地区の連絡をとり、お互いの情報交換をし、各々の問題を処理します。

第 3 条 (活 動)

鶴ヶ丘小学校 P T A 地区会員数による地区の各々が、会則第 17 条第 4 号を推進するための活動の単位となります。

第 4 条 (地区集会)

- 1 地区集会は会則第 17 条第 4 号の活動を推進するために、必要に応じて各地区校外委員長が招集し、これを開きます。
- 2 地区集会を開く場合は、各委員長は会員に連絡をとり、P T A 会長は必要に応じてこれに出席します。
- 3 地区集会で出た問題点は内容により校外委員会、運営委員会にかけることもできます。

第 5 条 (委員の任期)

4 月 1 日から翌 3 月 3 1 日までとし、3 月中は新旧合同で行います。

(3) 鶴ヶ丘小学校 P T A 慶弔規程

第 1 条 この規程は、鶴ヶ丘小学校 P T A 慶弔規程と称する。

第 2 条 この規程は、鶴ヶ丘小学校 P T A 会員と、鶴ヶ丘小学校に在学している会員の児童に対して適用する。

第 3 条 この規程は、会員相互の慶弔を共にすることを目的とする。

第 4 条 この規程を運営するために次の役員を置く。

幹事 1 名 会計 1 名

第 5 条 この規程は、第 3 条の目的を達成するために次の事を行う。

- 1 会員の死亡 弔慰金 5, 0 0 0 円
- 2 会員の児童の死亡 弔慰金 5, 0 0 0 円
- 3 会員の入院 1 ヶ月以上 見舞金 3, 0 0 0 円
- 4 会員の住居災害 見舞金 その都度協議決定する。
- 5 学校職員の結婚 祝 金 3, 0 0 0 円
- 6 学校職員の転退職 記念品代 (在職 1 年増すごとに 1000 円。但し、5000 円を超えない)
- 7 その他、特に慶弔を必要とする場合、実情に応じ協議決定する。

第 6 条 第 5 条の規程に該当し、その適応を受けた者は、金品をもって礼に代えてはならない。

第 7 条 慶弔の事由が発生したときは、速やかに申請する。

第 8 条 この規程を運営するための資金は、会員の会費より出資する。

第 9 条 この規程の変更は、運営委員会で協議し決定する。

第 10 条 この規程は、昭和 5 7 年 5 月 1 日より実施する。

5 鶴ヶ丘小学校 P T A のあゆみ

年 月	沿 革	学 校
昭和 43 年 5 月 4 日	鶴ヶ丘小学校 P T A 発足 (会員数 399 名)	昭和 43 年 4 月 1 日 ・学校開設
昭和 43 年 5 月 4 日	鶴ヶ丘小学校 P T A 会則施行	昭和 44 年 2 月 28 日 ・校舎落成
		昭和 44 年 3 月 2 日 ・新校舎へ移転
		昭和 44 年 3 月 8 日 ・校舎竣工式 ・校旗、校歌披露
昭和 46 年 5 月 22 日	P T A 会則一部改正	
昭和 50 年 4 月 1 日	西原小学校開設に伴い一部分散 (会員数 1187 名)	
昭和 53 年 4 月 1 日	三角小学校開設に伴い一部分散 (会員数 862 名)	
昭和 54 年 5 月 24 日	会則の一部改正	
昭和 58 年 2 月 5 日	開校 15 周年記念事業に協力	昭和 58 年 2 月 5 日 ・開校 15 周年記念式典
昭和 59 年 5 月 12 日	会則の一部改正 (会員数 696 名)	
昭和 63 年 2 月 6 日	開校 20 周年記念事業に協力	昭和 63 年 2 月 6 日 ・開校 20 周年記念式典
		昭和 63 年 7 月 1 日～ 平成元年 9 月 30 日 ・校舎大改修
		平成元年 3 月 ・校庭拡張及び防球ネット
平成 2 年 5 月 12 日	会費の改正・総会で承認 (会員数 545 名)	平成 2 年 8 月 ・みんなの学級 内装改修
平成 5 年 5 月 15 日	会則の一部改正 第 21 条	
平成 6 年 5 月 7 日	会則の一部改正 第 6 条	
平成 6 年 12 月 8 日	正面花壇改修に協力	平成 6 年 12 月 8 日 ・正面花壇改修
平成 7 年 5 月 11 日	会則の一部改正 第 18 条	
平成 9 年 5 月 17 日	会則の一部改正 第 6・17・18 条	
平成 9 年 11 月 1 日	開校 30 周年記念事業に協力	平成 9 年 11 月 1 日 ・開校 30 周年記念式典
平成 11 年 5 月 1 日	会則の一部改正 第 16・17・18 条	
平成 12 年 5 月 2 日	会則の一部改正 第 16・17・18 条	

年 月	沿 革	学 校
平成 18 年 5 月 2 日	会則の一部改正 第 6 条	平成 17 年 8 月 ・みんなの学級 トイレ・シャワー室 移設
平成 22 年 4 月 30 日	会則の一部改正 第 17 条	平成 18 年 7 月～9 月 ・普通教室耐震工事 平成 22 年 7 月～8 月 ・特別教室・体育館 耐震工事
平成 24 年 5 月 2 日	会則の一部改正 第 19 条	平成 23 年 7 月～8 月 ・普通教室棟廊下 敷設工事 平成 23 年 11 月 ・防火シャッター 改修 平成 24 年 7 月～8 月 ・特別教室棟外壁 改修 ・職員室玄関新設 ・普通教室棟トイレ 改修
平成 27 年 4 月 28 日	会則の一部改正 第 6・8・12・14・15・18 条改正	平成 25 年 7 月～8 月 ・特別教室棟改修 平成 26 年 6 月 ・普通教室棟 エアコン設置工事 平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月 ・プールサイド 塗装工事
平成 29 年 11 月 11 日	開校 50 周年記念事業に協力	平成 28 年 7 月～8 月 ・特別教室（図書室・理科室・ 家庭科室）エアコン設置工事
令和 2 年 7 月 21 日	会則の一部改正 第 14・15・18 条改正 家庭教育学級委員会廃止	平成 29 年 11 月 11 日 ・開校 50 周年記念式典 令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月 ・第 1 放課後児童クラブ新設移設 工事 ・北門改修 令和 3 年 11 月～令和 4 年 2 月 ・体育館空調設備設置等工事